

〈 財産形成年金預金 〉 商品概要説明書 (1)

平成24年7月4日現在

1.	商品名 (愛称)	財産形成年金預金 (財形年金預金)	
		預入ごとの預金が期日指定定期預金の場合	預入ごとの預金がスーパー定期の場合
2.	販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・財産形成預金取扱契約先の企業へ勤務されておられる勤労者の方で55歳未満の方(預入は55歳以降も可能です。) ・おひとり1契約で、1金融機関に限ります。 	
3.	期間	<ul style="list-style-type: none"> ・積立期間5年以上(年1回以上の預け入れが必要です) ・年金受取開始日までに、最終預入日から6ヶ月以上5年以内の据置期間が必要です。 ・積立期間および据置期間内での払い戻しはできません。 	
4.	預入		
	預入方法	給与または賞与から天引き預入れいただきます。 預入れごとに定期預金を作成します。	
	預入金額	1回100円以上	
	預入単位	1円単位	
5.	払戻方法(払戻要件)	支払い開始日以降、5年以上20年以内の期間にわたり3ヶ月ごとにご指定の口座に振り込みます。	
6.	利息		
	適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 預入金額ごとに預入日の店頭表示の利率を適用します。 	
	利払時期(頻度)	個別の定期預金ごとに、満期時に一括してお支払いします。	
	計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする1年ごとの複利計算	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
7.	税金	<ul style="list-style-type: none"> ・財産形成住宅預金と合算で550万円を限度として非課税とすることができます。この非課税限度額を越える場合は、越えた日以後の元本のお利息について20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・年金以外で払い戻しされる場合は、過去5年間にわたる利息および解約利息について課税されます。ただし、年金の払戻開始後5年超の場合には解約利息のみに課税されます。 	
8.	手数料	――	
9.	付加できる特約事項	――	

〈 財産形成年金預金 〉 商品概要説明書（2）

平成24年7月4日現在

10. 中途解約時の取扱い	全額解約のみ可能で、一部解約はできません。																					
	預入ごとの預金が期日指定定期預金の場合	預入ごとの預金がスーパー定期の場合																				
	満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年ごとの複利で計算した期限前解約利息とともにお支払いします。	満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>解約日までの 預入期間</th> <th>〈期限前解約利率〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>解約日の 普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上 1年未満</td> <td>[2年以上利率] ×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上 1年6ヶ月未満</td> <td>[2年以上利率] ×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヶ月以上 2年未満</td> <td>[2年以上利率] ×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上 2年6ヶ月未満</td> <td>[2年以上利率] ×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヶ月以上 3年未満</td> <td>[2年以上利率] ×90%</td> </tr> </tbody> </table>	解約日までの 預入期間	〈期限前解約利率〉	6ヶ月未満	解約日の 普通預金利率	6ヶ月以上 1年未満	[2年以上利率] ×40%	1年以上 1年6ヶ月未満	[2年以上利率] ×50%	1年6ヶ月以上 2年未満	[2年以上利率] ×60%	2年以上 2年6ヶ月未満	[2年以上利率] ×70%	2年6ヶ月以上 3年未満	[2年以上利率] ×90%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>解約日までの 預入期間</th> <th>〈期限前解約利率〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>解約日の 普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上 1年未満</td> <td>約定利率 ×50%</td> </tr> </tbody> </table>	解約日までの 預入期間	〈期限前解約利率〉	6ヶ月未満	解約日の 普通預金利率	6ヶ月以上 1年未満	約定利率 ×50%
解約日までの 預入期間	〈期限前解約利率〉																					
6ヶ月未満	解約日の 普通預金利率																					
6ヶ月以上 1年未満	[2年以上利率] ×40%																					
1年以上 1年6ヶ月未満	[2年以上利率] ×50%																					
1年6ヶ月以上 2年未満	[2年以上利率] ×60%																					
2年以上 2年6ヶ月未満	[2年以上利率] ×70%																					
2年6ヶ月以上 3年未満	[2年以上利率] ×90%																					
解約日までの 預入期間	〈期限前解約利率〉																					
6ヶ月未満	解約日の 普通預金利率																					
6ヶ月以上 1年未満	約定利率 ×50%																					
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。																					

〈 財産形成年金預金 〉 商品概要説明書 (3)

平成24年7月4日現在

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9時～17時、電話：0224-24-3075）にお申出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・この預金は「財形年金預金規定」によりお取扱いします。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 ・当金庫にお預け入れいただいている預金保険制度の対象となる預金すべてについて、名寄せしたうえで、預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息が最低保障されます。